

山口県農業協同組合中央会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに本会職員が個々の能力を十分に発揮でき、仕事と家庭を両立させ安心して働き続けることができる雇用環境の整備を行うため、次のように具体的な取り組みを進める。

1 計画期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

2 内容

＜労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための環境の整備＞

目標1 男性の子育て目的の休暇の取得促進

(主旨)：子どもが生まれて父親となる職員について、休暇が取得しやすい環境を整備する。

＜対策＞

令和3年4月～ 具体的方法について職員代表と協議し、必要な措置を講ずる。また、子どもが生まれた際には、年次有給休暇の取得を継続的に奨励する。

目標2 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

(主旨)：育児休業後に復帰する職員について、仕事と子育ての両立を支援する。

＜対策＞

令和3年4月～ 当分の間は、原職復帰の部署に育児休業期間中の代替要員を重複配置し、負担を軽減する。

目標3 子どもを持つ労働者における子の看護休暇の利用実績を、男女ともに30%以上とする。

(主旨)：子どもを持つ労働者について、看護休暇制度（時間単位取得等）の利用を促進する。

＜対策＞

令和3年4月～ 本制度の周知に努めるとともに、該当者への働きかけと柔軟な運用を行う。

目標 4 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

(主旨) : 再度、諸制度の周知等を行い、利用しやすい環境を整備する。

<対策>

令和3年4月～ 社内イントラネットで関係諸制度の周知を行うとともに、該当者への個別通知を行い、利用を奨励する。

目標 5 1人あたりの年次有給休暇の年間平均取得率を40%以上とする。

(主旨) : 年次有給休暇に対する意識の改革を図り、年次有給休暇の年間平均取得率を40%以上とするための措置を講ずる。

<対策>

令和3年4月～ 計画的な取得に向けて職員代表との協議や管理職への周知を行う。
また、取得状況の定期的な把握および管理職による取得の推進を行う。

以 上